

「A を B に」構文の統語構造： 「して」省略のメカニズム

山田 昌史
島根県立大学

本稿では、「タバコを手に町を歩いた」のような「A を B に」の付帯状況を表す修飾節（本稿では「A を B に」構文と呼ぶ。）について、先行研究（cf. 村木(1983)、寺村(1983)、桑平(2007)など）を中心に構文の特徴についての議論をまとめ、この構文の基底構造として「A を B にして」のテ形節を認め、それから「して」を省略して「A を B に」構文が派生する統語メカニズムを理論的に考察した。具体的には、「A を B に」構文が派生するのは、テ形節が表す出来事が主節の出来事と継起関係がない時とする桑平(2007)の分析をふまえて、Nakatani (2003)のテ形節は主節を支配する機能範疇に依存し、継起関係を持つとの分析を採用し、テ形節の統語構造を仮定して、それから「して」が省略され「A を B に」構文が派生する統語メカニズムを提案した。

1. Introduction

本稿は、(1)のような付帯状況を表すとされる「A を B に」で表される修飾表現（本稿では「A を B に」構文と呼ぶことにする。）について、その特徴を先行研究を中心に事実を整理し、これまで理論的な基盤を与えられなかった本構文について、統語論の立場から説明することを目的とする。

(1) マサオは [タバコを手に] 町を歩いた。

(1)では、「町を歩く」という主体の動作を表す主節に「タバコを手に」という付加的な状況が付け加えられて文が構成されている。「タバコを」「手に」の2つの名詞句は、述語「歩く」の項ではなく、2つの名詞句がどのような統語的な役割

を果たすのか、つまり、単なる主節に寄生する修飾要素なのか、主節に従属する節の一部として主節の修飾節となる要素なのかについてこれまで議論がなされてきた (cf. 村木(1983)、寺村(1983)、桑平(2007)、Dubinsky & Hamano (2003)など)。

(1)の文は、(2)のような「A を B にして」のテ形節を基底に持ち、そこから「して」を省略して形成される文であるとする分析がこれまで主にとられてきた (村木(1983)、寺村(1983))。

(2) マサオは [タバコを手にして] 町を歩いた。

(1)と(2)の構文が派生関係にあり、(2)から「して」の省略することで(1)が派生すると分析するのである。しかし、(3)の例のように、「A を B にして」のテ形節の形成は許すものの、そこから「して」を省略した「A を B に」構文が派生できない例が存在する。

(3) a. 息子を経営者に*(して)隠居した。

b. 金を為替に*(して)子供に学費を送った。

(桑平(2007): 82)

(3)では、「A を B にして」のテ形節は文法的だが、それから「して」を省略して形成する「A を B に」構文は非文法である。つまり、「A を B にして」のテ形節から「A を B に」構文が常に派生するわけではないことが分かる。このことから、(i) (1)と(2)に派生関係を認め、(2)から(1)が派生する意味的・統語的メカニズムとはいかなるものか、(ii) (3)の非文法を説明する理論の整備が必要であると考えられる。

本稿では、先行研究 (cf. 村木(1983)、寺村(1983)) で指摘された事実を精査して、統語論の立場から「A を B にして」のテ形節から「して」を省略して、「A を B に」構文が生成されるメカニズムを考察する。特に、本稿では、桑平(2007)

の記述的・意味的分析を基盤として、それに Nakatani (2003) のテ形節の統語構造を採用して、統語構造において「A を B に」構文が派生するメカニズムを提案する。

本稿の構成は以下である。

次節でまず、「A を B に」構文について、先行研究によって明らかにされた事実を中心にその構文的特徴をまとめる。3 節では、「A を B に」構文と「A を B にして」のテ形節との関係について、桑平(2007)を中心に議論し、「A を B にして」のテ形節が「A を B に」構文の生成を許す意味的な性質について考察する。4 節では、Nakatani (2003)のテ形節の統語構造について概観し、それを採用して「A を B にして」のテ形節の統語構造を仮定し、それから、「A を B に」構文が派生する統語メカニズムを提案する。最後に本稿をまとめる(5 節)。

2. 「A を B に」構文の特徴

本節では、先行研究で指摘されてきた事実をまとめながら、「A を B に」構文の特徴を明らかにする。

「A を B に」構文は、「を」「に」でそれぞれマークされた 2 つの名詞句から構成されるが、これらは常に「A を B に」の順に現れ、「B に A を」のように 2 つの名詞句を入れ替えた語順で構文を形成しない。

(4) a. マサルは、キセルを口に歩いた。

b. *マサルは、口にキセルを歩いた。

(Dubinsky & Hamano (2003): 231-232)

日本語は、句や節を自由に入れ替えるスクランプリングを許す言語であるため、「A を B に」構文も構文を形成する 2 つの名詞句の入れ替えが可能であると予測されるが、(4b)のようにそれができない。

また、B に生じる名詞は、連体修飾を受けることが非常に

稀であることを村木(1983)が指摘している。

- (5) a. エーゲ海の (?華やかな) 舞台にロマンスが繰り広げられる。
b. その男は私を (?こころやすい) 相手に冗談ばかり言っている。
(村木(1983) : 271¹)

また、以下のように、「A を B に」の間に連用修飾語も挿入できない。

- (6) a. エーゲ海を (*はなやかに) 舞台にロマンスがくりひろげられる。
b. その男は、私を (*いつも) 相手に冗談ばかり言っていた。
(村木(1983) : 272)

このような事実から、(i) 「A を」「B に」は統語的な移動手段によって入れ替えることができず、(ii) 2つの要素の間に(連体・連用)修飾要素を挟むことができないということが分かる。このことから、「A を B に」構文は「A を」と「B に」とがかなり高い結束性で結ばれた表現であることが分かる。2つの名詞句がある関係を持って、統語的に固定された位置を占め、統語的な操作を受け入れないと言える。このことから、村木(1983)は、「A を B に」構文は、2つの要素が独立して文の成分となることができず、ひとまとまりで機能する固定的な語結合であるとしている。

次に、「A を B に」構文を形成する B に生じる名詞について考える。村木(1983)、庵他(2001)は、以下のように、B に生

¹ 村木(1983)は、以下のような反例が数例あることを指摘している。

- (i) a. 自民党の金権腐敗は見るに堪えず、市民の力を最後のよりどころに、民主主義の後退を食いとめたい。
b. 誓約書の提出を第一の(絶対的な)条件に、取りひきを進めたい。
c. 性格の不一致を決定的な理由に、2人はとうとう離婚した。

(村木(1983) : 271-272 (下線は筆者による))

村木によると、(i)のような例は稀な例で、基本的には「B に」は連体修飾を許さないとされる。

じる名詞の性質によって、いくつかの主節の表す出来事についての付加的な状況が描き出されるとしている。(以下は村木(1983)を土台として事実を整理する庵他(2001)の分類である。)

(7) 「A を B に」構文を形成する B の名詞と意味

① 身体的・精神的所持

a. 所持場所：手（片手・両手）、胸…

ドアを開けると彼は花を両手に微笑んで立っていた。
楽しかった思い出を胸に僕は帰国した。

b. 所持の名目：思い出、(手)土産…

友人たちと楽しかった日々を思い出に帰国の途についた。

地酒を土産に友人の家を訪ねた。

② 物理的状況

c. 時間：最後、限り、皮切り、境、機会、きっかけ、契機、前…

そのコンサートを最後に彼女は引退した。
武道館を皮切りに全国12カ所でコンサートを開く。

d. 空間：(目の)前、後ろ、バック、背景、中心、舞台、会場、拠点…

富士山をバックに写真を撮りましょう。
「ローマの休日」はローマの下町を舞台に繰り広げられる物語だ。

e. 抽象的位置：ピーク、頂点、最高；軸、基準、中心、もと、よそ…

日本への留学生の数は1995年をピークに減り続けている。

賃上げの要求は、3%を軸に進められている。

娘は親の心配をよそに定職にも就かずふらふらして

いる。

③ 理由・目的

f. 理由：理由、口実、言い訳…

前首相は、体調不良を理由に国会の証人喚問に応じない。

息子は暑さを口実に勉強しないで遊んでばかりいる。

g. 目的：目的、目標、目あて…

男は財産を目当てに彼女に近づいた。

④ 役割・資格

h. 役割：主人公、ヒロイン、肴…

この映画は深田恭子をヒロインに作られた。

思い出話を肴に飲み明かした。

i. 資格：たより

地図をたよりに商談相手の会社を訪ねた。

(庵他(2001)：40-41)

このように、物理的・空間的・時間的といった意味的特徴を持った名詞句が「Bに」に生じる例が多いが、③・④のように理由や目的、役割、資格などを表す名詞句が生じる例もある。どの例も、「Bに」に現れる名詞の意味が「AをBに」構文がどのような意味解釈を担うのかを決定していることが分かる。

以下の例が示すように、「AをBに」構文は、主節の主語の付帯状況を示すもので、それ独自のガ格を持つ動作主体を持つことができない。

(8) a. 太郎が [(*花子が) タバコを手に] 町を歩いた。

b. 太郎が、[(*花子が) ケガを理由に] 学校を休んだ。

つまり、「AをBに」構文は、主節の主体が行う動作に付帯的に生じる動作や状況を表しているので、それ独自の動作主を持ってない。

また、以下のように、「A を B に」構文が主節と異なる独自の時制を表すことができず、常に主節と同じ時制を表す。

- (9) a. *太郎が [昨日タバコを手に] 今日歩いた。
b. *太郎が [昨日けがを理由に] 今日学校を休んだ。

さらに、「A を B に」構文の「は」によって主題化したり、添加の「も」、強調の「こそ」などの助詞とも共起しない。

- (10) a. 両超大国のつばぜり合いがチャドとスーダン (を / *は / *も / *こそ) 舞台に激化している。
b. 警察では、関係者の証言 (を / *は / *も / *こそ) たよりに足取り捜査を開始した。
c. その男は、私 (を / *は / *も / *こそ) 相手に冗談ばかり言っていた。 (村木(1983): 272)

(8)~(10)の事実は、南(1993)の従属節の分類のうち、A類の従属節(典型的には、付帯状況を表す「ナガラ」節など)にあたるものであると言える。

ここまで、「A を B に」構文の特徴についてまとめてきた。本構文は、「A を」と「B に」の結束性が高く、統語的な操作を受け付けない統語的に閉じた表現であることが分かる。また、その節全体の意味的な働きを決定するのは、「B に」に生じる名詞である。本稿では、「A を B に」構文内部に十分な議論が必要な統語的特徴があることを認めつつも、次節以降でこの構文とそれと関連性が強いと分析 (cf. 村木 (1983), 寺村(1983)など) されてきたテ形節「A を B にして」との関連性を議論して、「A を B に」構文の派生メカニズムを明らかにすることに主眼を置いて、議論を進めていくものとする。

3. 「A を B に」構文とテ形節「A を B にして」

本節では、村木(1983)や寺村(1983)が議論する「A を B に」

構文と「AをBにして」のテ形節の関連性、または派生関係についての議論をまとめ、さらに、桑平(2007)による「AをBにして」のテ形節から「AをBに」構文を派生する「して」省略の意味的要件についての議論に言及しながら、「AをBにして」のテ形節から「AをBに」構文の派生関係、および、テ形節から「して」省略が可能となる意味的制約について考察する。

村木(1983)は、(11)のように「AをBにして」のテ形節と「AをBに」構文が同時に使われる例を示して、これらに意味の差が生じないことから、両者は意味的に等価の構文であるとしている。

- (11) 今までの制度を前提にして考えると不可能に近いと思うが、今までの制度を前提に考えるのは行政改革ではない。
(村木(1983): 268)

(11)では、「Aを」「Bに」に入っている名詞句が同じであり、また、述語「考える」も同じであるが、前部にはテ形節が後部には「AをBに」構文が使われている。そして、両者には意味の差がない。このことから、村木(1983)は、「AをBに」構文とテ形節は等価な構文であり、「AをBにして」のテ形節を基盤として「して」を省略して、「AをBに」構文が派生するとしている。

寺村(1983)は、基本的には「AをBにして」のテ形節と「AをBに」構文の派生関係を認めながらも、以下のような「して」省略ができない事実を指摘している。

- (12) a. 宣長は、大平を養子にして本居家を継がせた。
b. *宣長は、大平を養子に本居家を継がせた。
(13) a. 息子を病院長にして引退しよう。
b. *息子を病院長に引退しよう。

(14) a. 離れをアパートにして人に貸した。

b. *離れをアパートに人に貸した。

(15) a. 豚を丸焼きにして食べる。

b. *豚を丸焼きに食べる。 (寺村(1983): 44)

寺村(1983)は、村木(1983)の2つの構文が派生関係にあり、意味的に等価であるとの分析と同一の結論であるものの、全ての「AをBに」構文が「AをBにして」のテ形節から「して」構文から派生するとは言えないことから、後者がどのような条件を満たした時、「して」の省略によって前者が生じるのかについての議論が必要であることを指摘している。

寺村は、主節と「AをBに」の関係（但し、身体語彙がBの位置を占める例を除く）について興味深い分析を提示している。寺村は、名詞A、Bと主節との間に「Aが主節のBだ」という意味関係が成り立ち、そのうち、Bは本質的に「何かのB」という帰属性の名詞である必要があるという。以下の例のように、(16a)の例が(16b)のように書き換えられ、帰属性の名詞「舞台」は、「つばぜりあい」の場所であることを示している。

(16) a. [主節 両超大国のつばぜりあい]が[[Aチャドとスーダンを][B舞台に]]激化している。]

b. [Aチャドとスーダン]が[主節 両超大国のつばぜり合いの激化]の[B舞台]である。

c. 両超大国のつばぜりあい激化しているが、その[B舞台]は[Aチャドとスーダン]である。

(寺村(1983): 45)

つまり、「AをBに」構文を含む文は、主節がある事態を描くと共に、それに付带的に「その主節のBがAである」ということを述べる言い方 (cf. (16c)) であるとされる。

桑平(2007)は、寺村(1983)の分析をさらに発展させ、より一般性の高い意味的な制約から「AをBにして」のテ形節と「AをBに」構文の関係を明らかにしている。

桑平は、以下のように、「AをBにして」構文が「保持」の意味を表す場合、「して」が省略可能であるという。

(17) a. 子供が小遣いを手に(して) 飴を買いに来た。

b. *子供が小遣いを財布に(して) 飴を買いに来た。

(桑平(2007): 79)

(17a)では、主節の主体(=「子供」)が何か(=「小遣い」)を主体の身体部位(=「手」)に身につけている(保持している)という意味内容を表している。一方、(17b)では、Bの部分の名詞は、身体部分ではなく、また、「保持」の意味を表さないため、非文法となっているという。つまり、「AをBにして」の構文において、Bが身体部位で、その部位にAが所持されているという意味内容を持つ場合に「して」の省略ができるとする。しかし、「身体部位にして」という連語を持っている以下のような例は、「して」の省略が許されない。

(18) a. 私は宝くじを手に *(して)新車を買った。

b. 田中はその噂を耳に *(して)腹を立てた。

c. ひどい言葉を口に *(して)赤面した。

(桑平(2007): 79)

これらの例で「して」省略ができないのは、「Aを身体部位にして」が連語として特定の意味を持ち、何かを保持することを表すというよりはむしろ、具体的な動作と結びついているためである。(17a)と(18)の文法性の違いから、「して」が省略できるのは、「AをBにして」構文が特定の動作の意味を表さず、「保持」の意味を表す場合であるとされる。

また、以下のように、Bが身体部位ではないものでも「し

て」省略が可能な例とそうでない例が存在する。

(19) a. 大統領は群衆を前に（して）演説をした。

b. 太郎は親の心配をよそに（して）女遊びばかりしている。

（桑平(2007): 82）

(19)の例は、ある対象（A）がある場所（B）に位置するという内容を表し、また、その内容がある出来事の結果の状態であり、主節の述語の表す行為の付帯状況を示す修飾節となっている。

一方、以下のような例では、「して」省略ができない。

(20) a. 息子を経営者に*(して)隠居した。

b. 金を為替に*(して)子供に学費を送った。

（桑平(2007): 82）

(20)の例では、主節の主体が主節の述語が表す行為の実現のために、ある物を別の物に替えて用いるという具体的な方法や手段を表している。つまり、「A が B にして」が主体の直接の働きかけによってAが具体的に何か別の存在に変えられるという意味内容を持っている。この場合、「して」の省略が許されない。

これらの事実から桑平(2007)は、「A を B にして」の構文において、「して」がその原形である他動詞「する」が持つ意味内容のうち動作の意味内容が強く出ると「して」の省略が不可能となると分析する。

さらに、以下のような例でも「して」省略ができない。

(21) a. 職員が電報を手にして顔を出した。

b. 職員が電報を手にして*(して)読んだ。 （桑平(2007): 80）

(21a)と(21b)の文法性の違いは、2つの節（主節と「A を B にして」のテ形節）に含まれる動作の関係を考察すると明らか

かになる。(21a)では、修飾節内の「電報を手にする」は主節の「顔を出す」と同時に起こる動作、つまり、付帯状況を表している。そのため、2つの動作の間には時間的な前後関係がない。一方、(21b)は、「まず、電報を手にし、それからそれを読んだ」という解釈となり、「電報を手にする」という動作が起こって、その後に「読む」という動作が起こるというように、2つの動作に継起関係がある。このような例では「して」の省略が不可能である。前述の(20)の例で「して」が省略できない事実でも、主節の出来事が、「AをBにして」のテ形節が表す出来事の後に起こり、2つの出来事に継起関係がある。このような関係を主節とテ形節が持つと、「AをBに」構文は、非文法性を生じると説明できる。つまり、「AをBにして」の「して」の省略は、主節とテ形節との時間的關係に依拠していると考えられる。

まとめると、桑平(2007)は、「AをBにして」のテ形節と「AをBに」構文は派生関係を持ち、(i)「AをBにして」のBに生じる名詞句が、Aの所持者や場所を表し、(ii)「する」が自発的な動作の意味を持たず、(iii)主節と「AをBにして」のテ形節の間に継起関係が存在しないとの意味的条件を満たす時、「AをBにして」の「して」を省略することで「AをBに」構文が派生すると分析している²。

ここまで、テ形節と「AをBに」構文は同じ意味を表す等価な構文であるが、テ形節が主節と継起関係を表さない場合、「して」省略によって「AをBに」構文が形成されることが明らかにした。このようにテ形節と「AをBに」構文が派生関係にあるとする分析に反して、2つの構文には意味解釈上

² ただし、桑平(2007)は、「して」省略が起こるのは、文にリズムを与えたり、話者を引きつける修辭的な効果のための省略であるとしている。このことは、「して」省略の統語的なメカニズムを明確に示した訳ではなく、本稿で既に考察したように当該構文は、さまざまな統語現象を引き起こすことから主文との統語的・語用的関係を精査して「AをBに」構文の生成に関わる統語メカニズムを導き出す必要があると考えられる。

に違いがあり、派生構文ではないとする分析がある (cf. Dubinsky & Hamano (2003) (以下、D&H (2003)と略す))。

D&H (2003)は、「A を B に」構文だけが許され、テ形節の方は容認度が低い例を観察している。

(22) a. 花を両手に (??して) やってきた。

b. 杖を片手に (??して) やってきた。(D&H (2003): 234)

(22)の例から、基盤となる「A を B にして」のテ形節が非文法なので、それから「A を B に」構文を派生することはできないとされる。しかし、(22)で B の部分の名詞を以下のように替えると、「A を B にして」構文が許されると思われる。

(23) a. 花を手 (して) やってきた。

b. 杖を手 (して) やってきた。

(22)の例の「両手」「片手」をどちらも「手」に替えたのが(23)の例である。(23)の例は、(22)の例に比べると、「A を B に」構文、「A を B にして」のテ形節のいずれも文法的である。(22)で「A を B にして」節の文法性が低いと感じられるのは、「両手」「片手」といった B に生じる名詞の意味的な働きによるもので、「A を B に」構文と「A を B にして」節が派生関係にないことを示す決定的な反例とはならないと言える。

また、D&H (2003)は、以下の例を観察して、「A を B に」構文と「A を B にして」節には意味の差が感じられるとしている。

(24) a. 石を手 (して) 太郎は次郎を追い返した。

b. 石を手にして太郎は次郎を追い返した。

(25) a. ??羽を手 (して) 太郎は次郎を追い返した。

b. 羽を手にして太郎は次郎を追い返した。

(D&H (2003): 234)

D&H (2003)によると、(24a)の「A を B に」構文は、手段(manner)の解釈、(24b)の「A を B にして」のテ形節は、描写的(depictive)解釈を持つという。(25a)が文法性が低いのは、「羽を手に」する行為が、「追い返す」ことの手段にならないためであるとされる。このような解釈上の違いが明確に区別できるかどうかについてはとりたてて議論しないが、(24)の例の場合、「追い返す」手段が「石を手に」であるということは、「追い返す」動作と同時に「石を手にする」出来事が生じていなければならないはずである。また、(25a)の例が非文法なのは、「追い返す」という動作と「羽を手にする」という動作が継起関係にあり、「羽を持ってから、追い返す」のような意味となり、「追い返す」道具として「羽」が認識されず、結果的に動作主の状況を記述する修飾節と解釈されるため、「して」の省略ができないと説明でき、結果的に桑平(2007)の継起関係に基づく分析で説明がつくのである。つまり、D&H (2003)が「手段の解釈」「描写的解釈」とした意味の差は、桑平(2007)の分析で捉えられることになる。

ここまでの議論から、D&H (2003)が「A を B に」構文と「A を B にして」節が2つの意味解釈上の違いから派生関係にないとする議論は、経験的事実から妥当な支持を得られないと結論づけられる。その一方で、村木(1983)や寺村(1983)などが提案する両者は派生関係があり、また、桑平(2007)が主張する主節とテ形節の継起関係という意味関係に基づく「A を B に」構文の成立要件の議論は、妥当性の高い説明であると考えられる。本稿では、桑平(2007)の分析を採用することとする。

次節では、本節の議論をふまえて、「A を B にして」のテ形節の統語構造を Nakatani (2003)の分析を採用して、それから「して」を省略し「A を B に」構文を派生するメカニズムを提案する。

4. 「A を B に」構文の派生メカニズム

3節までの議論から本稿では、「A を B にして」のテ形節と「A を B に」構文は派生関係にあり、また、桑平(2007)の分析を採用して、前者が主節の表す時制と継起関係を持たない場合、「して」を省略し、後者が派生するとの分析を採用することとした。本節では、「A を B に」構文について、その基盤となる「A を B にして」のテ形節の統語構造を Nakatani (2003)を採用してそれを仮定し、それから「して」の省略によって「A を B に」構文が派生する統語メカニズムを考察する。

「A を B に」構文の統語構造については、D&H (2003)が提案している。そこでは、前述の通り、「A を B に」構文と「A を B にして」のテ形節に派生関係を認めず、前者は以下のような統語構造を持つとしている。

(26) [AspP [kiseru-o]_i [pp t_i kuti-ni+STATE] Asp+RESULT]
(D&H (2003): 239)

(26)では、「A を B に」は動詞句内に付加し、その内部構造は、結果性を示す AspP+RESULT を主要部とする構造となる。「B に」は変化状態を表す名詞句であり、それが結果性を認可する機能範疇に選択されると分析する。この機能範疇によって A が B という結果状態を担うことが保証され、「A を B に」全体が状態性をもち、主節の付帯的状況を表すとされる。また、「A を」は、「B に」内に基底生成し、格照合のために AspP の指定部へと移動する。この分析から、(i) 「A を B に」構文が、結果の意味を持つこと、(ii) 「A を」の格が正しく照合されることが予測できるとされる。

しかし、D&H(2003)の分析には、問題があると思われる。

これまで述べた (cf. 3節) ように、D&H (2003)の「A を B に」構文と「A を B にして」のテ形節が派生関係にないとの分析は、(i) 経験的事実に妥当性を欠くこと、(ii) D&H

(2003)が観察する事実は桑平(2007)が採用する継起関係に基づく分析によって、より妥当性の高い説明を得ることなどから、2つの構文に派生関係がないとは言えず、「AをBに」構文に独自の統語構造を仮定するのに十分な妥当性がないと考えられる。

また、D&H(2003)が提案する統語構造によって、本来は非文法であるのに、誤って文法的であると予測してしまう例がある。D&H(2003)では、「Bに」の結果性を根拠に AspP+RESULTを「AをBに」構文の統語構造内で主要部として統語的、意味的な中心とみなしている。このことから、「AをBに」構文は結果の意味を常に持つと考えられる。しかし、以下の例では「Bに」が結果状態を表すにも関わらず、「AをBに」構文は非文法となる。

- (27) a. *豚を丸焼きに食べる。 (寺村(1983): 44)
b. *子供は全身を泥だらけに遊んでいた。
c. *彼は身を粉に働いた。

(27)の「Bに」にあたる句はどれも結果状態を表すものである。このことから、D&H(2003)の分析では、文法的な「AをBに」構文を生成することを予測するが容認されない。D&H(2003)の統語構造は、非文法の文を誤って文法的な文として生成することとなる。

このことから、これまで見てきたように、2つに派生関係を認めて、「AをBにして」のテ形節から「して」を省略して「AをBに」構文を派生するとし、前者から後者を派生する統語メカニズムを提案して、「AをBに」構文の統語構造を明らかにすることが肝要であると思われる。そこで、本節では、テ形節の統語構造を仮定した上で「して」省略によって「AをBに」構文が派生する統語メカニズムを提案する。具体的には、テ形節の統語構造について、Nakatani (2003)の

テ形節の分析について概観し (4.1 節)、その統語構造を基盤として「A を B に」構文の派生メカニズムを提案する (4.2 節)。

4.1. Nakatani (2003)のテ形節の分析

Nakatani (2003)は、Kuno(1973)等の「テ」は、2つの節の出来事を時間的につなぐ機能(= sequential function)を持つものであるとの分析を支持し、文を構成する機能範疇の働きの違いからテ形節と時制節の違いを統語構造から捉える分析を提示している。Nakataniは、機能範疇Cが節が描写する出来事(= event)を支配するとその時制は独立し、Cに支配されなければ、その節が描写する出来事は主節に依存する(=event dependency)とする。

(28) a. An event is temporally INDEPENDENT if the clause denoting the event is governed by C.

b. EVENT DEPENDENCY emerges when an event is not governed by C. (Nakatani (2003): 379)

テ形節はCに支配されず、それが描写する出来事は主節が表示時制に依存するとされる。また、以下のように、Cに支配された(過去時を持った)Tは、「タ」として形態的に実現し、そうでなければ「テ」と具現する仮定することで、主節とテ形節の違いを説明している。

(29) T[+past] in Japanese is morphologically realized as *-ta* when governed by C, and as *-te* otherwise.

(Nakatani (2003): 380)

主節の時制は、機能範疇のCに支配されることでその時制が形態的に「た」として具現し、(28a)によって主節として独自の時制を持つ出来事を表すこととなる。一方、テ形節の時制(時

制を担う機能範疇の T) は、C によって支配されない。そのため、独自の時制を持たず、その時制の指定は主節に依存することとなる。また、Nakatani は、時制は 2 つのレベルから構成されるとする。1 つは、T-level information と呼ばれるもので出来事の連続性を規定するものである。T-level Information を持つ節は、独立的な時制節とはならず、主節にその時制を依存する。もう 1 つは、C-level information と呼ばれるもので、参照点を持つ出来事性の基盤となるものであるとされる。「テ」は、T-level information の働きをして、2 つの時制節の連続性を規定することに関与する要素であり、また、C-level information を持たないテ形節は、独自の時制を持たず、主節に依存するとされる。

Nakatani (2003)の分析が本稿が議論する「A を B にして」のテ形節と同じ付帯状況を表すテ形節をどのように説明するのか概説しておく。

(30) よく [ステッキを携えて] 散歩したものだ。

(Nakatani (2003): 382)

付帯状況を表すテ形節は、2 つの動作 ((30)では、「携える」と「散歩する」) が同時に起こるとされるが、Nakatani (2003) は、このような付帯状況の例であっても時間の連続性があると言う。(30)では、「携える」という動作は、単に状況を示す静的な事態を示すのではなく、実際に手にするという瞬時の動作を表し、この動作が、主節の「散歩する」の動作の前に起こっていて、2 つの出来事には時間的な連続性があるとする。つまり、(30)のテ形節は、主節の時制と連続性を持ち、主節の表す出来事に時間的に依存すると分析している。

本稿では、付帯状況を表すテ形節が時間の連続性(つまり、継起関係)があるかについてはとりたてて議論しないが、テ形節の時制は主節の C に依存し、この依存関係が成立するこ

とで「テ」が統語構造で形態的に具現化し、テ形節が作られると仮定する。

以下の節で、Nakatani (2003)のテ形節の分析を採用して、「AをBにして」のテ形節の統語構造を仮定し、それと派生関係にあるとする「AをBに」構文がどのような統語的メカニズムによって派生するのかについて考察する。

4.2 「AをBに」構文の統語構造

これまでに、「AをBに」構文は、テ形節「AをBにして」と派生関係にあり、テ形節が「付帯状況」の意味であるとき、つまり、主節の表す出来事と同時進行的にテ形節内の出来事が起こることが明らかなきに「して」を省略して「AをBに」構文が生成することを桑平(2007)の分析を中心に明らかにした。また、テ形節の統語構造についてNakatani (2003)の分析を概観し、これを元に「AをBに」構文の統語構造を考察することを述べた。本節では、「AをBに」構文について、Nakataniのテ形節の分析を基盤にして「AをBにして」のテ形節の統語構造を仮定し、桑平(2007)が提案するその節から「AをBに」構文が生成する際に課せられる意味的制約がどのように統語構造に反映され、「AをBに」構文が派生するのか、そのメカニズムを提案する。

Nakatani (2003)のテ形節の統語構造を用いて、「AをBにして」のテ形節は、独立的な時制節となることを保証するCに支配されず、主節の時制に依存していると仮定する。

(31) [CP [TP 太郎は [TP [VP [VP タバコを手にし]]]]
て] 街を歩いた] C]

Nakatani (2003)の分析から、テ形節は統語構造に導入される際に、その時制的解釈が主節に依存する(=28b))。また、主節に依存することで「テ」は、T-level informationを持つとの

Nakatani の提案から主節に時間的解釈を依存し、テ形節の表す出来事は、主節と継起関係を持つこととなる。つまり、「テ」が統語的な位置を占め、形態的に具現化することでテ形節と主節との時制的な依存関係が構築されることとなる。

一方、「A を B に」構文は、統語構造上に生じる「して」が省略されると分析する。

(32) [CP [TP 太郎は [TP [VP [VP タバコを手に ~~して~~]]]] 街を歩いた] C]

「A を B にして」のテ形節から、本動詞「し」とテ形節の主要部の「テ」が省略される。ここで重要なのは、「して」が省略された「A を B に」構文においては、主節の C がテ形節内の要素「テ」を失うことで、「A を B に」構文は、主節との継起関係を保証する要素が統語構造上に存在しなくなることである。このことで、「A を B に」構文は、付帯状況を意味する主節に従属する節となることが説明できる。

本稿の提案は、以下のように、テ形節から「して」省略を許さず、「A を B に」構文が派生しない事実について説明できる。

(33) a. 息子を経営者に*(して)隠居した。 (= (18a))

b. [CP [TP [TP [VP [VP 息子を経営者に し]]] て] 隠居した] C]

(33a)では、「息子を経営者にする」という出来事が「隠居する」という出来事と継起関係を持ち、「して」省略により「A を B に」構文が派生しない。この文では、主節とテ形節が継起関係を持つことが義務的である。(33a)は、(33b)の統語構造を持ち、主節の C が「テ」を支配して、継起関係を保証する。しかし、この「テ」が省略されてしまうと、この関係を保証する要素が統語上存在しなくなり、義務的な継起関係の意味

を持てなくなる。そのため、「して」の省略ができず、「A を B に」構文が派生しないと分析される。

また、本稿の提案する統語構造によって、2 節で指摘したいくつかの事実が説明できる。

(8) ((34)として採録) の例は、「A を B に」構文は、主節と異なる動作主をガ格名詞句として持たないことを示している。

(34) a. 太郎が [(*花子が) タバコを手に] 町を歩いた。

b. 太郎が、[(*花子が) ケガを理由に] 学校を休んだ。

(=(8))

また、以下のように、「A を B に」構文は主節と異なる時を表すこともできない。

(35) a. *太郎が [昨日タバコを手に] 今日歩いた。

b. *太郎が [昨日けがを理由に] 今日学校を休んだ。

(=(9))

(34a)と(35a)は(32)の統語構造を持つが、その基盤となるのは独自の C を持たないテ形節の統語構造で、「テ」が省略されることで主節の T との継起関係に由来する依存関係は、保証されなくなる。しかし、主節の C との関係が全て失われる訳ではない。つまり、「テ」が形態的に具現化しない場合、主節とテ形節との継起関係のみが統語上で保証されなくなるだけで、他のテ形節の主要部 (=T) の情報については、主節の C との統語構造の関係は保たれるとする。Chomsky (2001)などでは、T の主要部の素性要素は、C の主要部要素が決定し、T に継承するとの提案がなされている。これに従うと、主節の C は主節の T の ϕ 素性を決定し、主節の時制、格などに影響を与えることとなる。(32)で、独自の C を持たないテ形節は、主節の C に依存する。また、本稿では、テ形節は、主節の C

によってテ形節と主節の継起関係を保証するので、テ形節の T の ϕ 素性は主節の C によって決定されることになる。主節の C が、主節の T とテ形節の T の両者に同じ素性を分配することで、2つの依存関係を保証すれば、テ形節は主節とは異なるそれ独自の主語や独立の時制を持つことができなくなる。このように分析することで、(33)や(35)の非文法性が説明できる。

本節では、Nakatani (2003)のテ形節の分析から「A を B にして」のテ形節の統語構造を仮定し、それからどのような統語的メカニズムによって「A を B に」構文が生成されるかについて本稿の提案を示した。また、テ形節が成立するものの、「A を B に」構文が派生しない事実については、桑平(2007)が主張する「継起関係」に基づく分析を統語構造から導き出すことができることを主張した。

次節では、本稿をまとめ、今後の課題について述べる。

5. まとめと今後の課題

本稿では、「A を B に」構文について先行研究(cf. 村木(1983)、寺村(1983)、桑平(2007)など)を中心に構文の特徴についての議論をまとめ、また、この構文が「A を B にして」のテ形節から「して」が省略されることで派生する構文であるとの分析に従って、その派生メカニズムを理論的に考察した。具体的には、「A を B に」構文が派生するのは、テ形節が表す出来事が主節の出来事と継起関係がない時であると主張する桑平(2007)の分析をふまえて、この分析を統語構造においてどのように捉えるかについて、Nakatani (2003)が主張するテ形節は主節を支配する機能範疇 (=C) に依存し、継起関係を持つとの分析を採用し、テ形節の統語構造を仮定した。そのテ形節の統語構造から「して」が省略されることで「A を B に」構文が派生し、また、テ形節が成立するにもかかわらず、「A

を B に」構文が派生しない事実について、それらのテ形節では継起関係を統語構造上で必ず保証する必要があるため、「A を B に」構文が派生しないとの分析を示した。また、「A を B に」構文が独自の時制やガ格主語をとらない事実も主節の C とテ形節の T との関係(Chomsky 2001 など)から説明できることを示した。本稿の提案により、(i) 「A を B にして」のテ形節と「A を B に」構文が派生関係にあること、(ii) 前者から後者が派生できない事実が統語構造から導きだせること、(iii) 「A を B に」構文が持つ特徴のいくつかが統語構造から導きだせること、が明らかになった。このことで「A を B にして」のテ形節から「して」を省略して「A を B に」構文が派生する統語メカニズムが理論的な説明基盤を得たと言える。

しかし、本稿は、「して」省略の統語メカニズムについては説明できたものの、2 節で観察した「A を B に」構文の特徴のうち、独自の時制を持たない、ガ格主語を持たないなどについては説明ができたものの、「A を」「B に」の格の認可についての議論やそれら 2 つの名詞句が常に固定した語順でしか出現しない事実、修飾節を受け付けない事実などの点については説明を与えていない。これらの特徴は、「A を B にする」という「する」を述語とする構文について考察することで明らかにされると思われる。この構文の派生メカニズムを統語論の立場から説明し、その上で、本稿で考察した「A を B に」構文の統語構造を導入して、本構文の全体的な統語構造と派生メカニズムを示すことが今後の課題である。

参考文献

Chomsky, Noam. (2001) Derivation by phase. In Michael

- Kenstowicz, ed., *Ken Hale: A life in language*, 1-52.
Cambridge, Mass.: MIT Press.
- Dubinsky, Stanley, and Shoko Hamano. (2003) Case checking by AspP: The syntax and semantics of predicative postpositions. *Japanese/Korean Linguistics* 12:231-42.
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2001) 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク
- Kuno, Susumu. (1973) *The Structure of the Japanese Language*.
Cambridge, Mass: MIT Press.
- 桑平とみ子 (2007) 「『する』と『なる』の省略構文の一考察」
久野暉、牧野成一、スーザン・G・ストラウス (編) 『Aspect of Linguistics: In Honor of Noriko Akatsuka 言語学の諸相』
78-86. くろしお出版
- 南不二男 (1993) 『現代日本語文法の輪郭』大修館書店
- 村木新次郎 (1983) 「『地図をたよりに、人をたずねる』という
言いかた」 渡辺実 (編) 『副用語の研究』267-292. 明治書
院
- Nakatani, Kentaro. (2003) Analyzing *-te*. *Japanese Korean Linguistics* 12: 377-387.
- 寺村秀夫 (1983) 「『付帯状況』表現の成立の条件—『Xヲ Yニ
ースル』という文型をめぐって」日本語学 2, 38-46.

697-0016

島根県浜田市野原町 2433-2

島根県立大学

総合政策学部

ma-yamada@u-shimane.ac.jp